

奈義町農業再生協議会水田活用直接支払交付金たん水管理実施要領

令和 5 年 9 月 25 日
要領第 1 号

(趣旨)

第1条 この要領は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け、22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）（以下「国実施要綱」という。）別紙1第2の（1）の④のなお書きのアに規定する、水田活用直接支払交付金の交付対象水田にたん水管理を1か月以上実施したこと（以下「たん水管理」という。）を確認することに関し必要な事項を定める。

(対象水田)

第2条 この要領に定めるたん水管理の対象農地は、奈義町農業再生協議会に提出した国実施要綱に定める営農計画書に記載がある水田とする。

(実施者)

第3条 たん水管理の実施者は、前条に定める対象水田の耕作者又は所有者を原則とする。

(実施時期)

第4条 たん水管理の実施は、この要領の施行日以降とする。

(実施方法)

第5条 たん水管理は、国実施要綱の具体的な運用のポイント（平成23年4月1日付け、22経営第7134号農林水産省経営局経営政策課長通知）に定めるもののほか、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 実施者は、たん水管理作業期間中に生産組合組織（生産組合組織がない場合は地区又は中山間地域等直接支払集落協定。以下「生産組合等」という。）の代表者に1回以上現地確認を受ける。
- (2) 実施者は、たん水管理作業終了後は、第2条に規定する対象水田ごとにたん水管理作業記録簿兼実施報告書（様式第1号）（以下「実施報告書」という。）に必要事項を記入及び記録写真を貼付する。
- (3) 生産組合等の代表者は、実施者が行ったたん水管理と実施報告書が適正に作成されていると認められる場合は、実施報告書の実施確認欄に署名又は記名押印をする。

(実施報告)

第6条 実施者は、たん水管理作業が完了したときは、実施報告書を奈義町農業再生協議会長に提出するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、奈義町農業再生協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。